

袋井市男女共同参画推進条例が施行されました

男女共同参画推進条例が、市議会6月定例会で議決され、7月1日に施行されました。
この条例では、男女共同参画を推進するための基本的な考え方や、市・市民・事業者・市民団体の役割と、それぞれが協働して取り組んでいくことなどを定めました。条例の概要をお知らせします。

☎ 市民協働課協働推進室 ☎44-3158

男女共同参画とは

男女が性別にかかわらず尊重され、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、社会の対等な構成員として、その特性を生かしつつ、自らの意思によって、家庭・学校・職場・地域など、社会のあらゆる分野で活動に参画し、喜びと責任を分かち合うことをいいます。

基本理念

男女の人権の尊重と、暴力の根絶

性別にかかわることなく個人として尊重し、性別を理由とする差別的な取り扱いや、男女間のすべての暴力をなくしましょう。

政策などの立案や決定への共同参画

男女が様々な分野で、方針の決定や計画の立案などに、対等な立場で参画できるようにしましょう。

家庭と社会生活での対等参画

男女が互いに協力して、社会の支援を受けながら、家庭生活とそのほかの活動(学校に通うこと、働くこと、地域活動をするなど)との両立ができるようにしましょう。

社会の制度または、慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が自由な選択により活動できるよう、社会の制度や慣行のあり方を考えましょう。

国際的視野での推進

男女共同参画は、国際的な視野で取り組む課題であると認識して、市・市民・事業者・市民団体が協力して推進しましょう。

それぞれの役割

～市民の皆さんの役割～

- ◇男女共同参画への理解を深め、家庭・学校・地域など、社会のあらゆる分野で、男女共同参画を推進しましょう。
- ◇市が行う男女共同参画の推進に関する施策に、積極的に参加しましょう。



～事業者や市民団体の皆さんの役割～

- ◇事業や活動を行うときは、男女共同参画の推進に努めましょう。
- ◇市が行う男女共同参画の推進に関する施策に、積極的に参加しましょう。



～市の役割～

- ◇男女共同参画の推進に関する施策を、総合的・計画的に策定し、実施します。
- ◇男女共同参画を推進するための体制と、環境の整備を行います。
- ◇事業所の一員として、男女共同参画を率先して推進します。

市が行う基本的な取り組み

- ◇基本計画の策定・実施
- ◇各種行政委員を選出する場合には、男女の均衡に努める
- ◇男女共同参画推進審議会を設置
- ◇毎年度の施策実施状況を報告書として作成・公表など



具体的に、どうしたらいいの？

- ・地域や団体などで、男女が共に活動しやすい環境づくりを心掛けましょう。
- ・性別による差別、セクシャル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなどを行ってはいけません。
- ・情報を発信する際には、男女共同参画の推進に配慮した表現に努めましょう。

協働して、男女共同参画社会を実現しましょう！

条例の詳細は、市役所2階情報公開コーナーや、市ホームページ(<http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/>)でご覧いただけます。